

■ 電柱広告に関するお取り決め

制作費	- 看板制作費は看板取付完了後、広告料（掲出料）と一緒に請求書が郵送されますので、1か月以内に銀行振込にてお支払いください。 - お支払い方法は銀行振込のみです。（銀行口座自動引き落としは扱っておりません） - 掲出数による割引制度があります。（下記料金表参照）
広告料（掲出料）	- 契約期間は1年間です。以後、1年ごとの自動継続となります。（解約の場合は下記「解約」の項を参照してください） - 初回の広告料（掲出料）は、上記看板制作費と一緒に、請求書が郵送されますので、1か月以内に銀行振込にてお支払いください。 - 次年度以降、毎年、広告料（掲出料）の請求書が郵送されますので、12か月分を一括払いでお支払いください。 - お支払方法は銀行振込のみです。（集金、銀行口座引き落とし、クレジット支払い、各種カード支払い、各種ポイント払い、d払い、paypay等、は扱っておりません） - 広告料（掲出料）につきましては、掲出数による割引制度はありません。
解約	- 解約の場合はお申し出ください。解約のお申し出がない限り、自動継続になります。 - 解約のお申し出は、電話でかまいません。 - 新規取付後1年経過すれば、解約が可能になります。（初回1年間は解約できません。） - 次年度以降は、年度の途中でお申し出があれば、その年度経過後に解約となります。 ※例：本年6月～翌年5月のサイクルのとき、本年9月に解約申し出があれば、翌年5月末日で解約となります。 - ただし、年度途中でも、NTT東日本および当社の都合による場合は実費精算いたします。この場合、前納額の残額がある場合は返金いたします。
滞納解除	- 上記製作費・掲出料を、再三の請求に対してもお支払い頂けないとき、または、集金の場合、お伺いしても、お支払い頂けない場合が多いときは、契約解除となり、看板を撤去する場合があります。 - その場合でも、製作費・掲出料の未支払い代金をお支払い頂きます。
料金改定	賦課・消費税等の改定、または経済事情の変化等により、看板制作費・広告料（掲出料）の改定をお願いをする場合があります。
看板の美化	- 規定料金（別紙「電柱広告価格表」参照）でご利用いただく広告主様の看板は、看板の褪色および汚損を当社がチェックし、その度合いにより無料作り替えをいたします。 - その際のデザイン変更も可能です。ただし、特色使用や特別なデザイン変更の場合は有料になります。 - NTT東日本の工事等の事由により汚損・破損・紛失等の場合は、経年月を問わず無料作り替えをいたします。 - 広告主様の意向によるデザイン変更に伴う看板作り替えの場合は、経年を加味した上での実費となります。 - 天変地異および広告主様関係者の故意による破損・汚損・紛失の場合は実費となります。
その他	- 看板掲出後、広告主様の都合で別の電柱に看板を移設する場合は、別途移設料実費をいただきます。 - 看板工場発注後のデザイン修正・変更および使用色の変更等は、たとえ看板掲出前であっても別途実費がかかりますのでご注意ください。 発注前の十分なご検討および納得された上での発注が大切です。
看板の所有権	NTT電柱広告の、看板自体の所有権は、共同電設株式会社（弊社）に帰属します。

※ 上記お取り決めは諸事情により変更になる場合があります。 ご了承くださいませ。